

平成 29 年度栃木県環境活動促進支援事業助成金交付要綱

(通則)

第 1 条 一般財団法人栃木県環境技術協会が行う平成 29 年度栃木県環境活動促進支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(事業の目的)

第 2 条 本事業は、各種団体が行う環境保全等に関する活動を助成することにより、県民の環境学習意欲の定着と地域における環境学習を推進することを目的とする。

(助成対象となる団体)

第 3 条 助成金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 5 人以上の会員を有する団体（企業や学校は除く、ただし、環境活動を行う任意団体として活動する場合はその限りではない）で、代表者が明らかであること。
- (2) 団体としての意思決定により助成に係る活動を執行でき、確実な経理処理ができること。
- (3) 団体の本拠又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体であること。
- (4) 新たに環境団体を立ち上げる場合を除き、原則として一定の活動実績が確認できること。
- (5) 事業を完遂できる見込みがあること。
- (6) こどもエコクラブについては、前項の規定に加え、こどもエコクラブに登録している又は登録見込みの団体であること。

(助成対象となる活動)

第 4 条 助成金の交付対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、対象団体が主体的に行う次のいずれかに該当するものであり、別に定める条件を満たしているものとする。

- (1) 環境教育・環境学習の推進
 - (2) 自然環境保全の推進
 - (3) 地球温暖化対策の推進
 - (4) 循環型社会の推進
 - (5) 緑化の推進
- 2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする活動及び国や地方公共団体等からの補助や助成を受ける活動については、助成対象としない。
- 3 助成活動は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日の期間内に行う活動とする。

(助成対象となる経費)

第 5 条 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、助成活動の実施に直接要するものであって、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第 6 条 助成金の額は、1 団体当たり 10 万円を、こどもエコクラブについては 1 団体当たり 5 万

円を限度とし、別に定めるところにより助成金の額の総額は予算の範囲内とする。

(助成の制限)

第7条 同年度内における助成は、1団体あたり1回に限る。

2 同一団体の同一活動に対する助成は1回限りとする。

3 第2項に掲げる回数には、「平成26年度環境活動促進事業助成金交付要綱」、「平成27年度環境活動促進事業助成金交付要綱」及び「平成28年度環境活動促進事業助成金交付要綱」に基づき助成を受けた回数も含む。

(交付の申請)

第8条 助成を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 理事長は、前条に基づく申請に対して、助成金審査会を設けて助成の適否及び助成額について諮問し、その審査結果をもとに助成金の交付を決定する。

2 理事長は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

3 理事長は、助成の決定に当たって、条件を付することができる。

(助成活動内容等の変更)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成活動団体」という。)は、助成活動の内容及び経費を変更しようとするときは、必ず事前に助成活動変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、内容の変更が軽微な場合及び天災その他助成活動団体の責めによらない事由による場合については、この限りでない。

(承認の通知)

第11条 理事長は、前条に基づく申請に対して、必要に応じ助成金審査会を設けて速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、これを承認する。

2 理事長は、助成活動変更を承認したときは、変更承認通知書(様式第4号)により助成活動団体に通知するものとする。

3 理事長は前項の承認を行うに当たって、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(助成活動の中止)

第12条 助成活動団体は、助成活動を中止(廃止)した場合は、助成活動開始予定日から2週間以内に助成活動中止(廃止)届出書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成活動団体は、助成活動の完了の日から30日以内又は平成30年3月9日のいずれか

早い日までに、助成金実績報告書（様式第 6 号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 14 条 理事長は、前条の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、その成果及び費用を確認のうえ助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第 7 号）により助成活動団体に通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知を行った後、助成金を交付するものとする。

（助成金の請求）

第 15 条 助成活動団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第 8 号）を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第 16 条 理事長は、助成活動団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)虚偽の申請、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)助成金を他の用途に使用したとき。

(3)その他、助成の決定に当たって付された条件や助成内容の変更承認に当たって付された条件、又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成活動の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保管）

第 17 条 助成活動団体は、助成金の収支状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収支に係る証拠書類を、助成活動が完了した日の属する会計年度の終了後 2 年間保存しなければならない。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

2 この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日限りでその効力を失う。

別表

対象経費	内容
一 謝金	講師に対する謝礼
二 旅費	講師の交通費及び宿泊費
三 消耗品費等	消耗品、器材等の購入費（2万円未満のものに限る）
四 使用料等	会場、器材等の使用料及び賃借料
五 通信運搬費	郵便代、運搬費等
六 印刷費	パンフレット、資料、報告書等の印刷代
七 保険料	行事等の実施に伴う参加者等の傷害保険料
八 その他	理事長が必要と認めた経費
摘要	※ただし、次の経費を除く。 <ul style="list-style-type: none">・助成活動団体の恒常的な運営に係る事務費や人件費などの経費・活動を伴わず配布だけを行う消耗品・備品購入費（2万円以上のもの）・助成活動団体内講師への謝金等・助成活動団体に係る施設の維持や整備費等・飲食費